

平成21年2月9日

各位

株式会社カワタ

特許庁より無効審判審決に関するお知らせ

当社が平成20年6月9日に公表しておりますとおり、当社は、株式会社松井製作所(大阪市中央区域見1-4-70)から、当社の低速粉砕機(商品名:G MASTER)が株式会社松井製作所の有する特許権を侵害しているとの通知を受け、当事者間で話し合いを持ちましたが、解決が困難となったため、当社は特許庁に対し当該特許の無効審判請求をしていましたところ、特許庁から平成21年1月23日付けにて当該特許を無効とする旨の審決がなされましたので、下記の通りお知らせします。

なお、関連する訴訟の結果については、判決が確定次第、開示いたします。

記

1. 無効審判

(1) 無効審判の表示

請求人 当社

被請求人 株式会社松井製作所

審判番号 無効 2008-800093

特許 第 3966892 号

(2) 無効審判の結果

「上記当事者間の特許第 3966892 号発明「細断機」の特許無効事件について、次のとおり審決する。

<結論>

特許第 3966892 号の請求項 1 ないし 5 に係る発明についての特許を無効とする。
審判費用は、被請求人の負担とする。」

2. 経緯

(1) 平成 20 年 5 月 20 日 当社から特許庁に対し無効審判請求(無効 2008-800093)

(2) 平成 20 年 5 月 27 日 株式会社松井製作所は、大阪地方裁判所に対し、上記特許権に基づき特許権侵害訴訟を提起

(3) 平成 21 年 1 月 23 日 特許庁は、上記特許を無効とする旨審決
(無効 2008-800093)

(4) 平成 21 年 2 月 4 日 上記審決について審決書謄本が送達

以上

①<商品・特許についてのお問い合わせ先>

知財開発室 TEL(079)563-6201

②<当社お得意先様よりのお問い合わせ先>

営業支援室 TEL(06)6531-8011

③<上記以外についてのお問い合わせ先>

管理部 TEL(06)6531-8211